

令和3年度扇島地区土地利用に関する方針検討業務委託 企画提案書作成・応募要領

1 目的

令和5年度にJFEスチール京浜地区の高炉等の休止が予定されていることにより、扇島地区について、臨海部ビジョンの「30年後の川崎臨海部の目指す将来像」との整合性を踏まえた土地利用に向けた具体的な方針策定が必要となっている。

本業務は、令和4年度に「扇島地区の土地利用に関する方針(以下「土地利用方針」という。)」を策定するための「基礎調査及び構想作成」のフェーズとして、令和3年度に設置する有識者会議での意見等をもとに、当該エリアを取り巻く環境変化、関連法規制、土地利用の現況、インフラの整備状況、周辺の土地利用再編の動向等、土地利用検討に際して考慮すべき施策条件等を整理した上で、当該エリアの導入機能、土地利用ゾーニングを比較評価するとともに基盤整備等を整理し、土地利用方針の中間とりまとめ案を作成するための業務である。また、土地利用方針中間とりまとめに向けた有識者会議等の企画・運営業務(会議に向けた調整、資料作成、有識者との調整等)を行うための業務である。

2 業務委託について

- (1) 業務委託期間
契約締結日から令和4年3月18日まで
- (2) 業務内容
別紙仕様書のとおり
- (3) 契約方法
公募型プロポーザル方式
- (4) 契約上限額
37,917,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (5) 契約書作成の要否
要

3 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 本業務と同種又は類似する本市及び他官庁並びに民間のいずれかにおける実績がある者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (3) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (4) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (5) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者。
- (6) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (7) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (8) 令和3・4年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、本業務に対応するとして定めた業種(20調査・測定)・種目(02市場調査)に登録されている者

4 スケジュール予定

本募集に係るスケジュールは次のとおりです。

内 容	日 付
企画提案募集開始	2月15日（月）
参加意向申出書提出期限	2月22日（月）
質問書提出期限	3月4日（木）
企画提案書提出期限	3月15日（月）
審査（ヒアリング）	3月19日（金）

※上記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡します。

5 応募書類

(1) 参加意向申出書の提出

提出期限 令和3年2月22日（月） 17時必着

- ① 参加意向申出書（様式1号） 正本1部
- ② 誓約書（様式3号） 正本1部
- ③ 類似・関連事業の実績一覧表（様式4号） 正本1部
- ④ 付属書類 各1部

- ・会社等の概要（様式任意。既存のパンフレット等可）
- ・履歴事項全部証明書（提出日の3ヶ月以内の原本）
- ・法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書
- ・川崎市税に滞納がないことの証明書

※参加を取り下げの場合は、3月3日（水）までに参加辞退届（様式2号）正本1部を提出してください。

(2) 質問書の提出

提出期限 令和3年3月4日（木） 17時必着

- ① 質問書（様式5号）
 - ・様式を用いて提出してください。
 - ・質問に対する回答は、参加表明書を提出した全ての者に、電子メールにて送信します。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者のみに回答します。

(3) 企画提案書の提出

提出期限 令和3年3月15日（月） 17時必着

- ① 企画提案書表紙（様式6号） 正本1部
- ② 企画提案書（様式任意）8部（うち正本1部）
 - ・A4判片面印刷で15頁以内を目安とする。（表紙・目次は除く）
 - ・別紙仕様書（案）に基づき、提案者のノウハウ、企画等を提案し、特色が分かりやすいものとする。具体的には、別紙に基づき記載すること。図表等を用いることも可とします。また、別紙における「企画提案内容」については次の内容を提案内容に盛り込むこと。

(企画提案①)

- ・有識者会議での意見等をもとに土地利用の中間とりまとめ案を作成するにあたり、どのような調査や検討を実施していくか具体的に提案すること。

(企画提案②)

- ・年6回の有識者会議や4回の意見聴取については、会議での意見等に対し、課題を調査・整理し、次回の会議までに資料を作成する必要がある。従って、資料を作成するための情報収集、現状分析、専門的な知見の活用などが必要となることから、その資料作成手法について提案すること。あわせて、有識者会議等の各回のテーマ案と年間スケジュールについて具体的に提示すること。

③ 費用見積書（様式7号）正本1部

- ・見積に係る積算内訳書を別途添付すること（様式任意）。

④ 事業の統括責任者・従事予定者一覧表（様式8号） 正本1部

- ・本事業に当たって十分な経験を有する者を統括責任者とすること。
- ・参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。
- ・提出後の統括責任者の変更は、川崎市がやむを得ない事業があると認める場合を除きできないものとします。

(4) 提出方法

- ・直接持参又は郵送（提出期限必着）で提出すること。
- ・郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。
- ・なお、質問書は電子メールでの提出も可能とします。

(5) 提出先

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎10階

臨海部国際戦略本部戦略拠点担当

（電子メール）59senryaku@city.kawasaki.jp

6 委託先の選定

(1) 選考方法

- ① 1次審査及び2次審査による審査及び評価を行います。
- ② 1次審査は、書類審査により行います。審査結果は、確定後直ちに、提案者に書面により通知（様式9号）します。
- ③ 2次審査は、当該評価委員会において、提案書等について30分程度のヒアリング（プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度）を実施いたします。日程は令和3年3月19日（金）を予定しています。なお、新型コロナウイルス感染症の状況により、提出された書類による書面審査等に変更する場合があります。
- ④ 2次審査の結果により提案内容の順位付けを行い、総合得点が最も高い提案者を業務委託候補者として特定します。
- ⑤ 総合得点が最も高い提案者が複数ある場合は、「評価項目C）（P.6）」と「評価項目D）（P.6）」の合計点が最も高い提案者を業務委託候補者とします。
- ⑥ ⑤に該当する提案者が複数ある場合は、評価委員の協議により、業務委託候補者を決定します。

⑦ 提案者が、1社のみであっても、評価委員の平均点が61点を越えれば、業務委託候補者とします。

⑧ 詳細については別途連絡致します。

(2) 選考基準

別紙「評価項目及び基準等」(P.6)により行います。

7 選定結果の通知

選定結果については、全ての提案者に書面により通知(様式10号)します。

8 失格事由

次の事由に該当する場合は、提案者を失格とします。

- (1) 企画提案書が提出期限内に提出されない場合
- (2) 企画提案の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 当該評価委員会に欠席した場合
- (4) 「3 プロポーザル参加資格」に定める要件を満たさなくなった場合
- (5) その他、本企画提案書作成・応募要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合

9 その他

(1) 企画提案書等について

- ① 企画提案書等作成に伴う費用は、提案者の負担とします。
- ② 提出いただいた企画提案書等は返却しません。なお、提出された企画提案書等は企画提案書の選定以外に提出者に無断で使用いたしません。
- ③ 企画提案書等に記載した担当予定技術者は原則として変更できません。ただし、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には委託者の承諾が必要となります。

(2) 契約関係について

① 業務内容の協議

契約後の業務にあたっては、企画提案された業務そのものを実施するものではなく、本市と十分に協議の上、実施するものとします。

また、提出された費用見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求めます。

② 成果物について

本業務における一切の成果物は、すべて本市に帰属します。また、本市は本業務の成果品を、自ら使用及び使用許諾した範囲において、随時利用できるものとします。

③ 守秘義務について

本業務を遂行する上で知り得た情報については、本市の了承を得ることなく第三者に漏らすことはできません。

④ 個人情報の適正な維持管理について

本業務を行う上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずるものとします。

⑤ 契約手続について

契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。

⑥ その他

当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

【評価項目及び基準等】

評価項目		評価基準	配点	評価点数				
				優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
理解度等	業務理解	A)	10	10	8	6	4	2
	企画力	B)	10	10	8	6	4	2
企画提案内容	企画提案① (有識者会議での意見等に基づく基礎調査及び構想作成業務)	C)	20	20	16	12	8	4
	企画提案② (有識者会議等の企画運営業務)	D)	20	20	16	12	8	4
事業実施体制	業務体制	E)	10	10	8	6	4	2
	スケジュール	F)	10	10	8	6	4	2
実績・費用対効果	業務実績	G)	10	10	8	6	4	2
	業務経費	H)	10	10	8	6	4	2
合 計			100 点					